

## ○関西医科大学安全保障輸出管理規程

### (目的)

第1条 本規程は、関西医科大学（以下「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮し、もって我が国の教育研究機関として国際的な平和及び安全の維持に寄与するために、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国への技術の提供、又は非居住者、若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (3) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- (4) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7) キャッチオール規制 外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (8) 該非判定 輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術がリスト規制貨物又はリスト規制技術に該当する

か否かを判定することをいう。

- (9) 取引審査 輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。「相手先」ともいう。）を確認し、本学として当該貨物の輸出又は技術の提供を行うかを判断することをいう。
- (10) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1の1の項に該当する貨物をいう。
- (12) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (13) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (14) 居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5, 6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (15) 特定類型該当者 外国為替法第25条第1項及び外為令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿局第492号平成4年12月21日）別紙1-3（特定類型の該当性の判断に係るガイドライン）に該当する居住者をいう。
- (16) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人をいう。

（適用範囲）

第3条 本規程は、本学の教職員等及び学生等が本学における活動として行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。教職員等及び学生等は、輸出管理に関し、関係法令及び本規程を遵守しなければならない。

（基本方針）

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される貨物の輸出又は技術の提供は行わないこと。
- (2) 貨物の輸出又は技術の提供に当たっては、関係法令及びこの規程を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任をもって、当該許可を取得すること。

(3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理に係る体制の適切な整備及び充実に努めること。

(輸出管理最高責任者)

第5条 本学の輸出管理を適切かつ円滑に実施するため、本学に輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

2 最高責任者は、本規程の制定及び改廃、並びに、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

(輸出管理統括責任者)

第6条 最高責任者は、本学の輸出管理を統括する者として輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、産学知財統括室長をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括し、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 輸出管理の基本方針に基づく本規程の改廃案の決定、運用手続(細則)の制定及び改廃の決定、関連施策等の決定

(2) 特定類型該当者の把握並びに、該非判定及び取引審査の最終的な承認

(3) 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続

(4) 輸出管理に係る文書管理、監査、指導及び教育

(5) 前各号に掲げる業務のほか、本規程に定められた業務、及び輸出管理の統括に関する業務

(輸出管理責任者)

第7条 統括責任者の下に、本規程の遵守及び輸出管理業務を適切に実施するため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、統括責任者の指名する研究部長をもってその任に充てる。

3 管理責任者は、統括責任者を補佐し、事前確認シートの確認、相談窓口のほか、本規程に定められた業務を行う。

(輸出管理統括部署)

第8条 本学の輸出管理に係る業務を適切かつ円滑に実施するため、統括責任者の下に輸出管理統括部署(以下「統括部署」という。)を置き、産学知財統括室をもって充てる。

2 統括部署は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教職員等及び学生等からの相談及び報告の受付
- (2) 貨物の輸出及び技術の提供に関する事前確認及び取引審査に係る申請書類の確認及び管理
- (3) 海外への資機材輸出、技術提供、国際交流等に係る実務のうち、輸出管理に関するもの
- (4) 教職員等及び学生等の輸出管理手続きに対する支援
- (5) 前各号に掲げる業務のほか、輸出管理に関する実務

3 統括部署と輸出管理に係る実務を担当する職員は、当該業務を実施するにあたって連携協力し、輸出管理に関する業務を行うものとする。

(輸出管理委員会)

第9条 本学の輸出管理に関する重要事項を審議するため、統括責任者の下に輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、輸出管理に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 本規程等の改廃案の作成に関する事項
- (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
- (3) 教職員等に対する研修及び啓発活動に関する事項
- (4) 監査に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、委員長は統括責任者とする。

- (1) 統括責任者
- (2) 医学部長
- (3) 看護学部長

- (4) リハビリテーション学部長
- (5) 大学院医学研究科長
- (6) 大学院看護学研究科長
- (7) 管理責任者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、委員長が必要と認めた者

(事前確認)

第10条 教職員等は、貨物の輸出又は技術の提供を行うにあたっては、別に定める「事前確認シート」に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手続の要否について、管理責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、「事前確認シート」による事前確認を省略することができる。

2 前項の事前確認により、取引審査の手続きが必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は次条（該非判定）、第12条（用途確認）及び第13条（需要者等確認）の起票・確認を行い、第14条の取引審査の手続きを行わなければならない。

(該非判定)

第11条 教職員等は、貨物の輸出又は技術の提供を行うにあたっては、取引審査の手続きが必要と判定され、又は取引審査を行う必要があることが明らかである場合は、該非判定及び確認を行い、第14条に規定する取引審査票における「該非判定」項目において結果を明記する。

2 該非判定は、次の各号に掲げるとおり行う。

- (1) 本学で研究及び開発した貨物の輸出又は技術の提供を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。

(用途確認)

第12条 教職員等は、取引審査の手続きが必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通

常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別に定める「用途チェックシート」及び「明らかガイドラインシート」を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続を定め、当該手続きに沿って確認を行う。

(需要者等確認)

第13条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者等について、次の各号に掲げる項目に該当するかどうかを、別に定める「「需要者」(相手先)チェックシート」等を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手続きを定め、当該手続きに沿って確認を行う。

- (1) 提供ルート内関係者の存在及び身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが、入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関並びにこれらの所属者である。

(取引審査)

第14条 教職員等は、貨物の輸出又は技術の提供を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別に定める「取引審査票」を起票して、管理責任者による一次審査及び統括責任者による二次審査による承認を受けなければならない。

2 「取引審査票」には、仕向地、技術及び貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

(許可申請)

第15条 前条第1項において承認した貨物の輸出又は技術の提供のうち、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要となるものについては、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 3 貨物の輸出又は技術の提供を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な貨物の輸出又は技術の提供については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り、当該貨物の輸出又は技術の提供を行ってはならない。

(技術の提供管理)

第16条 教職員等は、技術の提供を行うに当たり、当該技術の提供が第10条の事前確認及び第14条の取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第10条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第14条の取引審査の手続きは要さない。

- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の出荷管理)

第17条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第10条の事前確認及び第14条の取引審査の手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第10条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第14条の取引審査の手続の確認は要さない。

- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

(学生等が技術の提供又は貨物の輸出をする場合の取扱い)

第18条 教職員等は、当該教職員等が主として研究指導を行う学生等が、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、当該学生等の協力を得て、第10条から前条までに定める手続を行わなければならない。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第19条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術を提供した日又は貨物を輸出した日の属する年度の末日の翌日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

2 前項に従い7年間の保管期間が経過した後の文書又は記録媒体の取扱いについては、関西医科大学文書取扱規程の定めるところにより取扱う。

(教育)

第20条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、教職員等及び学生等に対し、外為法等及び本規程の遵守の重要性について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、輸出管理の教育を計画的に実施するものとする。

(監査)

第21条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、本学における輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、輸出管理業務の監査を定期的に行うものとする。

(調査)

第22条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、毎年、リスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

(指導)

第23条 統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関連法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(通報及び報告)

第24条 教職員等及び学生等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがあることを知った場合は、速やかに統括部署を通じて管理責任者にその旨を通報しなければならない。

2 管理責任者は、前項の通報があった場合は、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該通報の内容を調査し、その結

果を遅滞なく統括責任者に報告しなければならない。

- 3 統括責任者は、前項の報告において、外為法等に違反している事実が明らかとなった場合又は違反したおそれのあることが判明した場合は、最高責任者にその旨を報告し、速やかに対応措置を図るとともに、遅滞なく経済産業省等の関係行政機関に報告するものとする。
- 4 最高責任者は、前項の報告を受けた場合は、その再発防止のために必要な措置を講じるものとする。

(懲戒)

第25条 教職員等及び学生等が故意又は重大な過失により外為法等及び本規程に違反した場合には、関西医科大学就業規則、関西医科大学学則及び関西医科大学大学院学則の規定に基づく懲戒の対象とする。

(事務)

第26条 輸出管理に関する事務は、関係教職員等及び学生等並びに事務局関係各課等の協力を得て、産学知財統括室が行う。

(雑則)

第27条 本規程に定めるもののほか、輸出管理に必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第28条 この規程の改廃は、関西医科大学産学連携及び知的財産に関する規程第10条に定める産学知財委員会及び各学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成25年11月12日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月1日）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日第9248号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月1日第9313号）

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和6年2月1日）

この規程は、令和6年2月1日から施行する。